

勝山市再犯防止推進計画



勝山市

(令和7年3月策定)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の支援対象者	1
5	基本方針	2
6	計画の推進	2

第2章 再犯防止をとりまく状況

1	全国の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率	3
2	福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率	5
3	福井県及び勝山市の刑法犯認知状況	6

第3章 重点的に実施する取組み

1	就労・住居の確保	7
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	8
3	非行の防止及び学校等と連携した修学支	9
4	民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進	10

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成28年12月に国において「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。これを受け福井県では平成31年3月に「福井県再犯防止推進計画」が策定されました。

犯罪をした者等の中には、適切な支援を実施することにより、犯罪を未然に防ぐことができた事例もあることから、誰もが支援を受けることのできる環境づくりが必要です。本市におきましても、本市の実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる、そして「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指し、「勝山市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、位置付けています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の支援対象者

本計画で定める再犯防止への取組みは、犯罪をした者等を対象とします。

なお、犯罪をした者等とは、法第2条第1項に定める犯罪をした者又は、非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

5 基本方針

法や国の再犯防止推進計画、福井県再犯防止推進計画等を踏まえ、本市の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

【重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

《 参 考 》

国の再犯防止計画に提示されている5つの基本方針と7つの重点課題

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることのできるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

6 計画の推進

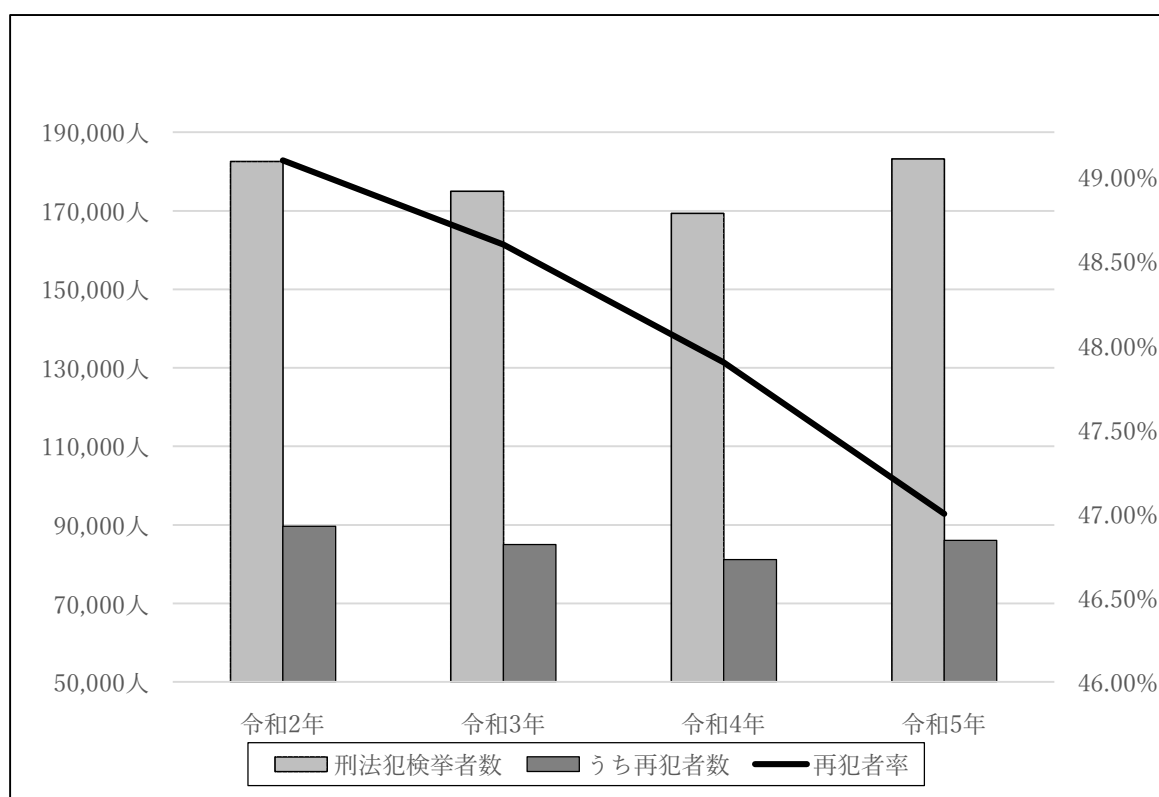
この計画を推進するために、国の機関、県、民間団体等と連携・協力を図り、積極的に情報交換等を行いながら、再犯防止の施策を推進します。

第2章 再犯防止をとりまく状況

1 全国の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（法務省より）

対象年	刑法犯検挙者数		
		うち再犯者数	再犯者率
令和2年	182,582人	89,667人	49.1%
令和3年	175,041人	85,032人	48.6%
令和4年	169,409人	81,183人	47.9%
令和5年	183,269人	86,099人	47.0%

全国の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率



刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少していたが、2023年（令和5年）に増加となった。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していたこともあり、1997年（平成9年）以降上昇傾向にあったが、2021年（令和3年）からは減少に転じていたが、2023年（令和5年）は実数で増加（前年比6.1%増）した。また、初犯者の増加（前年比10.1%増）もあって、47.0%と前年比0.9ポイント減少した。

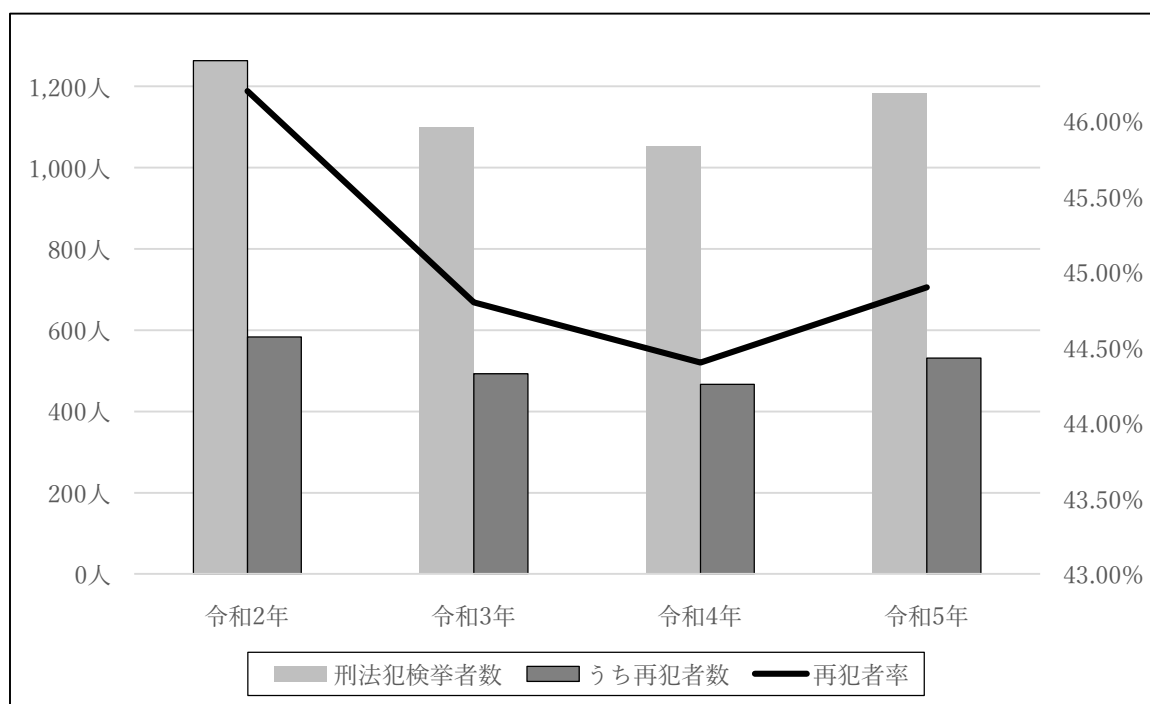
※刑法犯検挙者数とは、凶悪犯や粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯により検挙された者をいう。

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（法務省より）

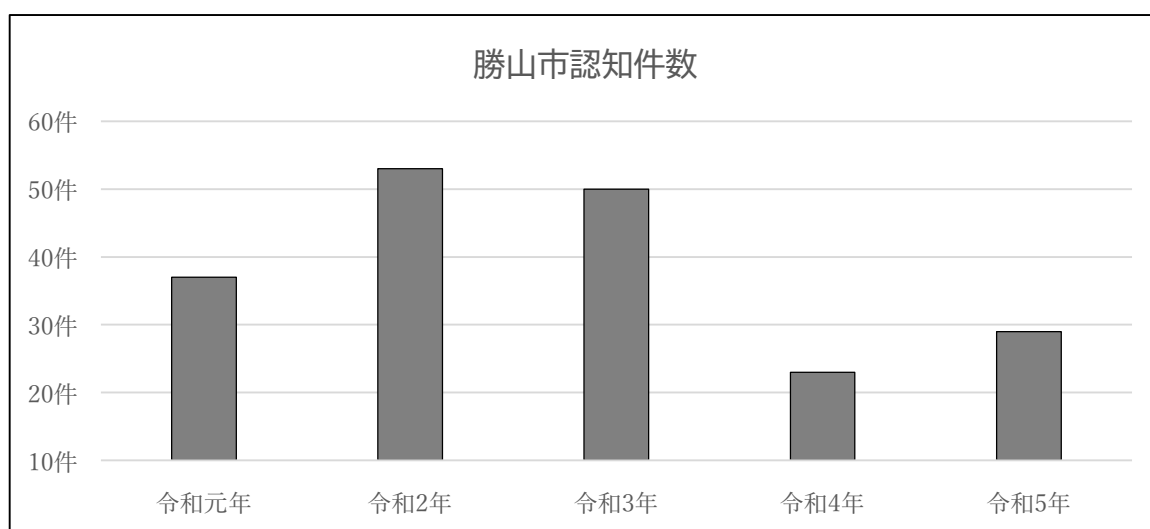
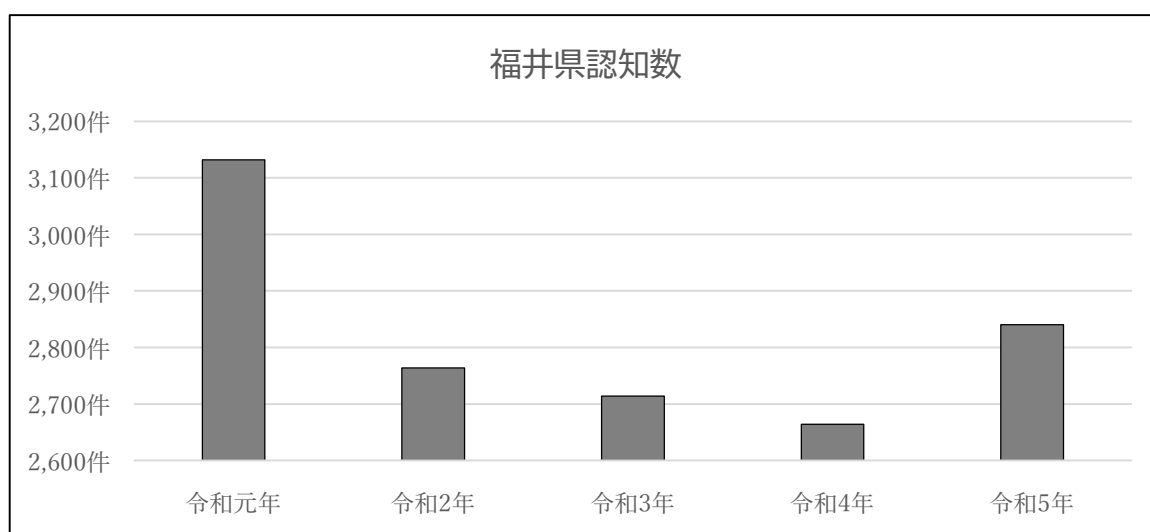
対象年	刑法犯検挙者数		
		うち再犯者数	再犯者率
令和 2 年	1,263 人	583 人	46.2%
令和 3 年	1,100 人	493 人	44.8%
令和 4 年	1,051 人	467 人	44.4%
令和 5 年	1,183 人	531 人	44.9%



- ・2020 年（令和 2 年）から 2022 年（令和 4 年）における福井県の刑法犯認知件数、刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率は、ともに年々減少傾向にあったが、2023 年（令和 5 年）に増加となった。
- ・国及び福井県の再犯者数及び再犯者率は、ともに 40% 台で推移しており福井県の再犯者率がやや低い傾向にある。
- ・福井県の刑法犯認知件数における勝山市が占める割合は約 1% であり、県内人口（R6 年 1 月 743,386 人）に占める市の人口（R6 年 1 月 21,437 人）の割合約 2.9% と比較すると低い傾向にある。

3 福井県及び勝山市の刑法犯認知状況（福井県警察ホームページより）

対象年	福井県 認知件数	勝山市 認知件数
令和元年	3,132 件	37 件
令和2年	2,764 件	53 件
令和3年	2,714 件	50 件
令和4年	2,664 件	23 件
令和5年	2,840 件	29 件



※「認知件数」は、警察において刑法犯の発生を認知した事件の数をいう。

第3章 重点的に実施する取組み

1 就労・住居の確保

① 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素です。一般的に、刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、いったん就職しても、基本的なマナーや人間関係能力の不足により早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合があります。

全国では、刑務所への再入者は初入者に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の約7割が再犯時に無職の者となっています。また保護観察終了時点の有職者と無職者について、保護観察中に再犯し、保護観察が終了した者の割合を比較すると、無職者は有職者の約3倍になっており、再犯の防止には就労の確保が極めて重要であります。

そのため国では、刑務所出所者等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、積極的な取組みを行うことに併せて、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主を募集しています。

また、適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。国によると、刑事施設を満期で出所した者のうち、約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そしてこれらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、対処後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要ですが、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難な場合があるなどの課題があります。

以上から、生活の安定のための就労・住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

しかし、刑務所から仮釈放中の者など保護観察に付されている場合には、保護観察所による社会復帰のための指導・助言がありますが、検察において起訴猶予となった者、刑務所からの満期出所者等に対しては支援体制が十分ではありません。

また、再犯を防止するために、対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や生活困窮者への自立相談支援事業を通じた住まいの確保の支援を行い、安心して暮らせる住まいを確保し、住み続けられる住環境を提供できる支援体制の確保が必要です。

② 市の取り組み

(1) 就労の確保

No.	取り組み	内容	担当課
1	就労に向けた相談・支援	勤労意欲のある刑務所出所者等に対し、大野公共職業安定所等を通じた就労支援、福井県と連携してふくいジョブステーション等を通じた就労支援を行います。	福祉課
2	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援制度を活用し、生活の安定を図ります。	福祉課 市社会福祉協議会

(2) 住居の確保

No.	取り組み	内容	担当課
1	住宅確保のための支援	市営住宅の入居相談に随時対応するとともに、勝山市「空き家情報バンク」制度の周知・活用を図ります。	営繕課
2	生活困窮者住宅確保給付金の活用	生活困窮者住宅確保給付金制度を活用し、住居の確保を図ります。	福祉課

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

① 現状と課題

全国では、刑法犯の検挙人員総数が減少する中、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。

また、刑務所等から出所した者が、出所後2年以内に再入所する割合についても高齢者の割合が多く、その中には短期間での再入所も多くなっており、再犯の常習化を防ぐことが重要です。

矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後、直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、地域生活定着促進事業が実施されますが、一方で、支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいます。再犯防止のためには、関係機関との連携を強化し、高齢者又は障害がある方など特性に応じたサービスや支援の利用につなげる体制の確保が必要です。

また、矯正施設出所者等に対する支援だけではなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要です。

全国での覚醒剤取締法違反による検挙人員は、約1万人となっております。また、近年、同一罪名の再犯者率は上昇傾向にあります。

薬物事犯者や窃盗事犯者等の多くは、犯罪をした者等であると同時に、薬物等の依存症者である場合もあり、薬物等の依存症からの回復には、継続的な治療・支援を受けることが重

要となります。薬物等の依存からの回復には、長い期間を要することから、更生保護関係機関のほかに医療機関など、より多くの機関と連携した支援が必要です。

② 市の取組み

(1) 高齢者や障害がある者への支援

No.	取組み	内容	担当課
1	高齢者福祉の推進	地域で安心して暮らしていけるように、地域包括支援センターと協力して、介護や健康等様々な面から高齢者やその家族を支援します。	健康体育課
2	障害者福祉の推進	障害に関する相談支援体制等を充実させ、市内で活動している障害者関係団体や相談支援事業所などを通じ、障害のある者の就労支援や社会参加を支援します。	福祉課

(2) 薬物依存者への支援

No.	取組み	内容	担当課
1	薬物乱用防止に関する啓発	更生保護関係団体や奥越健康福祉センターの協力を得て、市内小中学校への出前講座を行うなどして薬物乱用防止について早期からの啓発活動を行います。また、パンフレットやリーフレットによる啓発活動も行いながら、薬物乱用防止に関する知識を高めます。	福祉課 教育総務課
2	薬物依存症者やその家族等に対する相談への対応	薬物依存症者等に関する相談を受け、福井保護観察所や福井社会復帰支援ネットワーク協議会等関係機関と連携しながら治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設等につなぎます。	福祉課

3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援

① 現状と課題

人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人数に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は減少傾向にあり、非行少年数も年々減少を続けています。

また、高校進学率が全国で98%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は、中学校卒業までの者が多くなっています。

非行等により不登校になり、後に学校を中退する者もいることから、相談支援の充実を図ることが必要です。また、非行等を理由に通学・進学を中断したが、修学のある意思のある者に対して、修学支援をすることが重要です。

また、学び直しを望む矯正施設出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、関係機関が連携した非行防止活動や啓発活動に取り組む必要があります。

② 市の取り組み

(1) 児童生徒の非行の未然防止等

No.	取り組み	内容	担当課
1	地域ネットワークを生かした非行防止	勝山地区保護司会、勝山市更生保護女性会や勝山地区 BBS 会との連携を強化し、小中学校への再犯防止教室、薬物乱用防止等や街頭啓発で非行防止の取り組みの充実を図ります。	福祉課 教育総務課
2	非行少年や不良行為少年等に関する相談への対応	非行少年等の再非行の防止や立ち直りに向け、勝山地区保護司会、勝山地区 BBS 会、福井保護観察所や児童相談所など関係機関につなぎます。	福祉課 教育総務課 こども課
3	学び直しを望む出所者等に対する修学支援	学び直しを望む出所者等に対し、必要な情報を提供し、福井社会復帰支援ネットワーク協議会など関係機関につなぎます。	福祉課

4 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

① 現状と課題

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、地域社会における息の長い支援が形作られる必要があります。

福井保護観察所や福井刑務所といった国機関や福井県警察等の県機関のほか、民間の団体である勝山地区保護司会、勝山市更生保護女性会、勝山地区 BBS 会、民生委員児童委員協議会等と連携して様々な取り組みを進めることが重要なのは言うまでもありませんが、コロナ禍を機に地域社会の人間関係が希薄になりつつあることなど、民間ボランティアが活動しにくい社会情勢を踏まえ、いかに息の長い支援を形成していくかが課題であり、勝山市における支援連携の強化や相談できる場所の充実等、社会的包摂の推進が必要となります。

② 市の取り組み

(1) 民間ボランティアの確保

No.	取り組み	内容	担当課
1	更生保護活動の広報及び周知	勝山地区保護司会、勝山市更生保護女性会や勝山地区 BBS 会の協力を得ながら、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。	福祉課

(2) 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

No.	取組み	内容	担当課
1	更生保護団体への支援	更生保護に携わる勝山地区保護司会、勝山市更生保護女性会や勝山地区 BBS 会の活動を支援するとともに、更生保護活動事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。	福祉課

(3) 民間ボランティアによる市内活動について

No.	取組み	内容	担当課
1	勝山地区更生保護サポートセンターの開設	更生保護活動の拠点として、勝山地区保護司会が刑を終えて出所した人（保護観察者）等からの就労、住居、福祉サービス等についての相談や地域住民からの犯罪予防に関する相談等について受け入れます。	福祉課
2	「社会を明るくする運動」の周知・啓発	「社会を明るくする運動」は犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。 毎年7月の全国強調月間を中心に、保護観察所や勝山地区保護司会が中心となって活動に対する市民の理解促進を図ります。	福祉課
3	民生委員・児童委員による見守り活動	民生委員・児童委員が地域住民の立場に立って相談に応じ、行政や専門機関とのつなぎ役として見守り活動を行います。	福祉課

(4) 息の長い支援の形成

No.	取組み	内容	担当課
1	勝山市再犯防止推進計画の広報及び周知	勝山市再犯防止推進計画の広報及び周知に取り組み、市内関係団体等の協力を得ながら「誰一人取り残さない」社会と、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。	福祉課

勝山市再犯防止推進計画

令和 7 年 3 月策定

勝山市福祉課

〒911-0035

福井県勝山市郡町 1 丁目 1 番 50 号

0779-87-0777（直通ダイヤル）